学校法人東京医科大学ガバナンス・コードの適合状況について

「学校法人東京医科大学ガバナンス・コード」は、日本私立大学協会が制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、本学における適切なガバナンスを確保するため、公共性と自主性を基本とし、また、実情に応じた自律的な取り組みとして、令和３年 10 月 26 日に制定したものです。

その後、ガバナンス・コードに対する本学の取り組み状況及び学校法人のガバナンス改革に係る社会的要請を踏まえ、ガバナンス強化に係る自主・自律的な取組みを一層促進することにより、経営の健全性の更なる向上・発展を目指していくため、「学校法人東京医科大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞」を令和８年１月 13 日に策定しました。

本学では、これまでどおり毎年度終了後に、ガバナンス・コードの各項目における適合状況の点検を行い、今後のガバナンス向上に努めるとともに、適合状況を本学ホームページにおいて公表することにより、社会への説明責任を果たします。

＜点検方法＞

本ガバナンス・コードの適合状況については、PDCA の観点から各項目の内容を担当する部署が実施状況の調査を行い、その適合状況について、理事会に報告する方法で点検を行った。

＜適合状況＞

【点検基準日：令和８年５月１日】　（○：適合、△：一部適合、×：不適合）

基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	適合状況
実施項目１－１①　建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	○
実施項目１－１②　「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	○
実施項目１－１③　教学組織の権限と役割の明確化	○
実施項目１－１④　教職協働体制の確保	○
実施項目１－１⑤　教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	適合状況
実施項目１－２①　中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	○
実施項目１－２②　計画実現のための進捗管理	○

適合状況について

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①　建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示

医学科・看護学科ともに建学の精神・校是に基づいた教育・研究の目的を学則に掲げ、学則をホームページにて公開しています。

医学科は「医学分野について、深く教授及び研究を行うとともに、高度な医学知識と倫理観、そして高い臨床能力を備えた医師を育成する。」としています。

また、看護学科は「看護学分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師等の人材を育成する。」を定めています。

実施項目１－１②　「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化

本学では、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」及び「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に加え、「アセスメント・ポリシー」を各学科において明確に定め、大学ホームページ等を通じて広く社会に公表しています。

また、これらのポリシーの実質化に向けて、「教育 IR センター」が収集・分析した学修成果や入学者選抜に関するデータを活用し、医学科の「カリキュラム評価・改善委員会」、看護学科の「カリキュラム評価委員会」及び「入試あり方検討委員会」において、客観的エビデンスに基づく検証及び改善を行う PDCA サイクルを継続的に実施しています。

さらに、学生の学修成果については、教育到達目標（DP）の達成状況をレーダーチャート等により可視化する取り組みを行っており、入学後の成績データを用いた入学者選抜の妥当性の検証も実施しています。

このように、各ポリシーは単なる方針としての整備にとどまらず、教育の質向上に向けた具体的な運用と改善に結びついており、十分に機能しています。

実施項目１－１③　教学組織の権限と役割の明確化

学長は、本学学則に掲げる建学の精神である「自主自学」及び校是である「正義・友愛・奉仕」に基づき、医学及び看護学の理論と応用を教授及び研究するという目的の達成に向け、教育・研究の最高責任者としてリーダーシップを発揮し、教職員を統督しています。

また、毎年度の事業計画書による方針の公表や大学報等を通じて、役員・教職員への周知と理解促進に努めています。

副学長は、「東京医科大学組織及び職制並びに職員規則」において「学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故あるときはその職務を代行する」と定められており、教学マネジメント担当、医学科長、看護学科長及び研究科長の 4 名が務めています。

また、教学マネジメント担当の副学長を本部長とする「教学マネジメント統括本部」は、その下に「教学統合支援センター」及び「教育 IR センター」を配置することで、教育の質保証、学修成果の可視化・向上、内部質保証の推進及び教学データの活用を一層推進し十分な機能を果たしています。

本学では、「学長・副学長会議規程」、「教授会規程」、「教授会代表者会議規程」等により、教学組織の権限と役割を明確に定めています。さらに、教学マネジメント担当副学長の設置と統括本部の整備により、機関レベルの全学的な教育改善機能と、学位プログラムレベルの教育実施・効果検証の役割を整理し、責任体制を明確化した教学マネジメント体制を構築しています。

このように、本学では規程整備と組織運営の両面から教学ガバナンスの明確化を図り、適切に運用しています。

実施項目１－１④　教職協働体制の確保

本学では、実効性のある中期的な計画と内部質保証制度が確立しており、教職員は制度に基づき、協働のうえ実施計画を策定し、実行及び評価する PDCA サイクルを適切に実施しています。

本学の「内部質保証システム」の中核を担う各「領域 PT（プロジェクトチーム）」は、教員と事務職員の双方を構成員として組織されています。内部質保証制度と統合された新たな中期計画の達成に向けて、教員の専門的な教育視点と事務職員の専門的な実務知見を融合させ、各領域において年度計画の立案から検証・改善にいたる PDCA サイクルを協働で適切かつ効果的に循環させています。この運用体制は、大学基準協会の評価基準に適合する、適切かつ有効に機能する内部質保証体制の基盤となっています。

実施項目１－１⑤　教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進

教育の質担保のための義務研修 FD を導入し、医学・看護学教育推進センターに設置された FD 委員会が全体の実施率をモニタリングする体制を構築しています。

また、資質向上に係る義務研修 SD を各施設・部門において行い、知識・技能向上を図っています。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①　中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定

本学では 2026（令和 8 年）年度からは 5 年間を期間とする新たな中期計画を策定しました。策定にあたっては、外部有識者を含む「中期計画推進委員会」および外部理事を含む「理事会」での議論を経て、「教育」、「研究」、「診療」、「管理運営」の各領域における具体的な施策を盛り込んでいます。

新たな中期計画では、教学における PDCA サイクルを推進する「内部質保証システム」との密接な連関性を重視した運用を組み込んでおり、これによって、より強固な大学運営基盤の構築を目指しています。

実施項目１－２②　計画実現のための進捗管理

計画の確実な実行に向け、中期計画推進委員会および理事会が主体となって進捗状況を管理・把握し、評価と改善の PDCA サイクルを継続的に機能させることで、安定した大学運営と持続的な発展に努めています。

評価結果や実施状況については、活動報告として学内外に公表し、透明性の高い法人・大学運営を徹底しています。さらに、全教職員がこの計画を自分事として共有し、法人一丸

となって着実に実践してまいります。

基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	適合状況
実施項目２－１①　社会の要請に応える人材の育成	○
実施項目２－１②　社会貢献・地域連携の推進	○
原則２－２　多様性への対応	適合状況
実施項目２－２①　多様性を受容する体制の充実	○
実施項目２－２②　役員等への女性登用の配慮	○

適合状況について

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①　社会の要請に応える人材の育成

本学の校是である「正義・友愛・奉仕」に基づき、大学としての資源を活用し、知の還元や社会との協働活動を推進する取り組みとして、基礎医学、臨床医学及び看護学に基づく市民公開講座、児童生徒を対象とした医学講座、小中高校生への出前講座、地域医療連携の推進を目的とした医療講習会、医療従事者を対象とした研修等、幅広い活動を実施しています。

実施項目２－１②　社会貢献・地域連携の推進

社会の課題解決に向けた貢献活動としては、東京薬科大学等の教育機関との多職種連携教育、国・自治体との連携、国立研究開発法人国立がん研究センター等の医療機関との連携などの取り組みを行っています。

これらの活動の実施にあたっては、中期計画に掲げた社会との協働・連携について、PDCA サイクルに基づき改善・改革を行い、また、計画に基づいた活動内容及び結果を社会連携・社会貢献活動に係る実態調査で把握し、次年度の計画に活用し、社会貢献、地域連携活動を推進しています。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①　多様性を受容する体制の充実

本学においては、学生支援、教職員採用及び法人運営の各分野において、多様性を尊重し包摂する体制の整備を進めています。

学生支援においては、「学生支援検討委員会」を中心として、障がいのある学生（聴覚障害、吃音等）に対する授業及び実習における合理的配慮の提供体制を整備するとともに、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性への対応、発達障害の傾向を有する学生に対する支援フローの策定等を行っています。

また、法人運営においては、理事・監事及び評議員の選任に際し、臨床系・非臨床系のバランスに加え、性別の多様性の確保を目的として、理事は男女各 1 名以上、評議員は男女各 3 名以上を選出することを規定しています。

さらに、教員採用においては女性限定教員枠の活用や面接委員への女性参画の促進等

を図っており、多様な人材の確保に努めています。

このように、多様性の尊重に関する取組は制度面に加え具体的な運用がなされており、学内全体において着実に推進がされています。

実施項目２－２②　役員等への女性登用の配慮

昨年７月に、改正私立学校法の施行後初めてとなる役員改選を行いました。その際、卒業生理事及び外部理事の選出区分において性別の多様性を確保するため、男女それぞれ１人以上となるよう選考、選任する旨の規則が定められていることなどから、理事長以下、常務理事、大学病院看護部長の常勤理事３人及び外部理事１人の女性理事を選任しました。その結果、本学では、理事 18 人のうち４人が女性理事となり、女性理事の割合は 22.2％となっています。

また、評議員についても、昨年７月の改選時に、各選出区分において性別の多様性を確保するため、男女それぞれ 3 人以上となるよう考慮する旨の規則に則り、職員評議員 3 人、卒業生評議員 3 人及び外部評議員 7 人の女性評議員を選任しました。その結果、本学では、評議員 28 人のうち 13 人が女性評議員となり、女性評議員の割合は 46.4％となっています。

基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	適合状況
実施項目３－１①　理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	○
実施項目３－１②　理事会運営の透明性の確保及び評議員との協働体制の確立	○
実施項目３－１③　理事への情報提供・研修機会の充実	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	適合状況
実施項目３－２①　監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	○
実施項目３－２②　監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	○
実施項目３－２③　監事への情報提供・研修機会の充実	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	適合状況
実施項目３－３①　評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	○
実施項目３－３②　評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	○
実施項目３－３③　評議員への情報提供・研修機会の充実	○
原則３－４　危機管理体制の確立	適合状況
実施項目３－４①　危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	○
実施項目３－４②　法令等遵守のための体制整備	△

適合状況について

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①　理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保

理事については、寄附行為、役員選任規則及び外部役員等の選考・選任に関する規則に定められた資格要件に則り選任されています。特に外部理事については、「法務・コンプライアンス」、「医療・教学」、「経営・財務」等の仕事に従事し、社会的に優れた実績を有する者という具体的な要件に基づき選任されています。また、理事長については、能力・倫理・品格の３つの適性要件について書面による審査、確認をするとともに、候補者によるプレゼンテーションを実施し、理事会の決議により選定を行いました。

実施項目３－１②　理事会運営の透明性の確保及び評議員との協働体制の確立

理事会の役割及び理事の責務については、寄附行為の他、本学の内部統制システムとなる理事会運営規則において、理事会及び理事の職務権限として、学校法人の業務の決定、法人の業務執行上の重要事項の審議・決定及び法人業務を執行する理事の監督が明記されています。なお、これら理事の権限を明確にすることにより、評議員との権限分配の整理がなされ、建設的な協働と相互のけん制を確立しています。

実施項目３－１③　理事への情報提供・研修機会の充実

理事会開催時において、事前に資料を配布することと併せ、議題について概要を明記し、情報提供として行っています。また、役員研修としては、業務執行理事による業務報告の他、各施設の見学・意見交換会の実施、或いは教学、医学及び管理運営に関する研修会を開催しています。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①　監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保

本学の監事は、卒業生監事と外部監事から構成されており、卒業生監事は役員選任規則、外部監事は外部役員等の選考・選任に関する規則に定められた資格要件に則り、特に外部監事については、「法務・コンプライアンス」、「医療・教学」、「経営・財務」の仕事に従事し、社会的に優れた実績を有する者という具体的な要件に基づき選任されています。また、その選任過程は私立学校法に則り、監事過半数の同意を得た上で、評議員会の議決により選任されており、そのうちの１人を常任監事としています。

実施項目３－２②　監事、会計監査人及び内部監査室等の連携

監事は、監事監査規程に則り、会計監査人及び内部監査室と密接な連携を保つため、互いの報告及び意見交換を行う「三様監査」を実施しています。

実施項目３－２③　監事への情報提供・研修機会の充実

監事への情報提供としては、理事と同様、理事会開催時における事前の資料配布、議題の概要を提供しています。なお、監事のうち常任監事においては、主要な会議に出席し、直接情報を得ており、監事連絡会等を通じ、常任監事から各監事へ情報共有がなされています。また、監事においても理事と同様の役員研修に参加しております。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①　評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保

評議員については、寄附行為、評議員選任規則及び外部役員等の選考・選任に関する規則に定められた資格要件に則り選任されています。特に外部評議員については、「法務・コンプライアンス」、「医療・教学」、「経営・財務」等の仕事に従事し、社会的に優れた実績を有する者という具体的な要件に基づき選任されています。

実施項目３－３②　評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立

評議員会の役割及び評議員の責務については、寄附行為の他、評議員会運営規則において、評議員会及び評議員の職務権限として、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えること、さらには決議を要する事項等が明記されています。なお、このように評議員の権限を明確にすることにより、理事との権限分配の整理がなされ、建設的な協働と相互のけん制を確立しています。

実施項目３－３③　評議員への情報提供・研修機会の充実

理事会と同様、評議員会の開催時においては、あらかじめ資料を配布することとし、事前の質問を受付け、評議員会にて然るべき役員より説明及び回答を行うことにより、情報の共有を図っています。また、例年 12 月の評議員会において、業務執行理事による「法人運営報告」を行うのと併せ、役員、評議員、教授会代表者会議構成員による「懇親会」を、意見交換を行う交流の場として開催しています。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①　危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用

さまざまな緊急事態に対し、迅速かつ的確に対処することにより、本学の職員、学生、患者・患者家族、近隣住民、その他関係者に被害を及ぼす恐れがある様々な危機を未然に防止し、被害が発生した場合の損失を最小化し、社会的信頼の維持向上を図るために統合リスク管理規程が定められています。

また、各施設において BCP が策定されており、さらに医療安全、情報セキュリティなどの危機管理については、リスクを管轄する各委員会において、随時検討がなされ、適宜マニュアル及び体制の確認・見直しを図っています。

実施項目３－４②　法令等遵守のための体制整備

私学法の改正に伴い変更を行った寄附行為に基づくことは元より、併せて制定した内部統制システム整備の基本方針により、ガバナンス強化を図り、法令遵守の体制の確立を引き続き進めることと併せ、システムと運営に齟齬がないか確認を行い、改善を図っておりますが、一部不適切な事案も見受けられたことから、さらなる改善を目指すべく、引き続き本学は、ガバナンス・コンプライアンスの強化に取り組んでまいります。

基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	適合状況
実施項目４－１①　情報公開推進のための方針の策定	○
実施項目４－１②　ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	○

適合状況について

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①　情報公開推進のための方針の策定

本学では、教育研究活動、法人運営、財務状況、事業計画・事業報告等に関する情報について、関係法令等に基づき適切に公開しています。

また、大学公式ホームページ等を通じて、学生、保護者、卒業生、地域社会、医療関係者等の多様なステークホルダーに向けた情報公開を推進しています。

加えて、法人全体における広報発信のあり方を検討するため、学校法人東京医科大学広報委員会を設置し、大学・附属病院を含む情報発信体制の整備・充実に向けた検討を進めています。

実施項目 4-1②　ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

教育研究活動の成果、社会貢献・地域連携に関する取り組み、附属病院を含む本学の諸活動について、ニュース、プレスリリース、広報媒体等を活用し、内容に応じた分かりやすい情報発信に努めています。

今後も、公開情報の正確性、適時性及び分かりやすさを確保し、ステークホルダーの理解促進並びに本学の透明性・信頼性の向上に継続して取り組みます。

以上